

日医発第135号(保26)

平成18年5月8日

都道府県医師会長殿

日本医師会長

唐澤祥人

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部改正について

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数につきましては、平成18年3月20日付厚生労働省告示第141号で適用されており、本年3月23日付日医発第1117号(保175)「平成18年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知の送付について(その2)」でお知らせいたしましたが、今回、調査協力病院のうちDPC対象病院を希望する病院が追加され、本年4月1日から適用となりました。その適用となる医療機関の調整係数が平成18年4月21日付厚生労働省告示第335号で告示されたのでご連絡申し上げます。

今回追加された医療機関は本年1月11日の中医協診療報酬基本問題小委員会でDPC対象となる病院の基準が示され、その基準に合致し、4月1日からDPCで請求することを希望する病院の調整係数を示したものであり、平成18年3月20日付厚生労働省告示第141号の別表を改正したものであります。今回の追加でDPC対象病院の数は195となりました。

また、本年4月19日に開催された中医協総会において、5月以降順次実施する病院のリストが中医協総会資料(総-5)で示されたので、参考資料として併せてお送りいたします。

なお、5月1日から適用される24の医療機関が平成18年4月28日の官報(厚生労働省告示第341号)で別表に追加されました。

(添付資料)

1. 官報〔平18.4.21号外第94号抜粋〕
2. D P C 対象病院に係る作業の進捗状況について
〔平18.4.19中医協総－5(中医協資料)〕
3. 官報〔平18.4.28号外第103号抜粋〕